

教育実習における新型コロナウイルス感染症予防のためのガイドライン

1. 目的

附属中学校で教育実習（事前指導、学校フィールド演習、その他生徒と関わる活動を含む）を行う際に、実習校の生徒の健康と安全を第一として、実習生自身が新型コロナウイルス感染症に感染しないこと、また実習生が実習校教職員やその他関係者を感染させないように、実習中および実習前後の行動の規範を示すものである。

2. 教育実習に先だって

- (1) 教育実習等2週間前から、大学所定の「行動記録・健康チェックシート」に示された項目（行動記録・朝の体温・症状の有無）について、毎日記録をとる。
- (2) 感染予防を心がけ、いわゆる3密(密閉空間、密集場所、密接場所)を積極的に避ける行動をとる。
- (3) 教育実習の前、特に2週間前からは県外（県内でも感染者数が多い地域）へは特別な事情がない限り行かない。
- (4) 実習等への参加に関する誓約書を求められた場合は、その内容を確認した上で参加するかどうかを決め、参加する場合は、その内容を遵守する。
- (5) 体調不良（発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚の異常など）がある場合には、必ず病院で医師による診断を受け、実習への参加の可否の判断を仰ぎ、参加が難しいと判断された場合、その結果を大学教務課にメールまたは電話で連絡する。

3. 教育実習期間中

- (1) 毎日、大学所定のチェックシートに健康状態と行動の記録をつける。
- (2) 指導教員から特別に許可を得た場合を除き、朝は7時30分以前には出勤しない。
- (3) 遅くとも夕方7時には校門を出る。
- (4) 実習前日または当日に、上記体調不良がある場合は、実習校に出勤することはできない。
- (5) 実習中に体調不良になった場合は、実習生控え室や保健室で休むことをせず、教科指導教員、学級指導教員または管理職に連絡の上、速やかに早退する。
- (6) 感染症罹患を疑われる体調不良またはその予防的措置による欠勤や早退、遅刻は公欠扱いになる。
- (7) 欠勤する場合は、教科指導教員および学級指導教員に電話で連絡(0742-26-1410)すること。さらに、中学校の実習冊子にある書式例を参考にして、欠勤届を実習担当教員に速やかに提出する。
- (8) 早退、遅刻をする場合は、教科指導教員および学級指導教員に連絡をし、中学校の実習冊子にある書式例を参考にして、早退届または遅刻届を実習担当教員に提出する（メールでも可）。

4. 教育実習後

- ・実習終了後も最低2週間は、チェックシートに健康状態と行動を記録し、感染症が疑われるような体調不良が生じた場合には登校せず、速やかに大学教務課にメールまたは電話で連絡する。

5. 行動記録・健康チェックシートについて

- (1) 実習に参加する場合は、チェックシートに最低限定められた期間、記録をとる。
- (2) 実習期間中は携行し、中学校から提出や確認を求められた際には応じる。
- (3) 行動記録や健康状態のチェックが不十分な場合、実習に参加することはできない。

6. 実習中の具体的場面について

(1) 日常

- ① 体調に異変を感じたら、たとえ活動実施直前であっても強行せず、担当教員に相談する。
- ② 活動前後の手洗い、手指消毒を励行する。
- ③ 常にマスクを正しく着用する。ただし、体育や音楽の授業などで、マスクを着用することで支障をきたす場面ではマスクを着用しなくても良いが、周囲の人と対面しないよう、また不必要に大声を出さないようにして、できるだけ間隔（2m以上）を空ける。
- ④ マスクの着用によって、熱中症発症の危険性が高まることに注意し、強い負荷の作業や運動は避け、こまめに水分補給を心がける。周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩する。
- ⑤ 活動場所の換気を励行する。エアコンを使用する場合でも、部屋の対角になる2カ所以上の窓や扉を開けたままにする。サーキュレーターなどがある場合は積極的に使用する。
- ⑥ 授業や授業観察等、必要な時を除いて教室等には近づかないようにする。

(2) 授業観察

- ① 実習生は各教室に2名程度まで入室できる。それ以上の生徒は廊下から観察し、適宜教室内の実習生と交代する。体育館や特別教室では、密を避けることを前提に担当教員の指示に従う。
- ② 机間巡視はしない。生徒に顔を近づけない。生徒や生徒の持ち物には触れない。
- ③ 参観者同士の会話は必要最小限にし、生徒と会話しない。

(3) 授業

- ① 全体に話しかける際には、生徒たちと間隔（1.5m以上）を空け、必要以上に大声を出さない。
- ② 生徒間に密ができるような活動、対面して行うような活動はしない。また、生徒がそうした状態を作っている場合は、やめるよう注意する。体育など、活動上生徒同士の接触が避けられない場合は、できるだけ短時間で、最小限となるよう工夫する。
- ③ 歌唱指導や発音練習などを行う場合は、生徒同士が対面しないよう、またできるだけ間隔を取るようにし、必要以上に大声を発することのないよう指導する。
- ④ 調理実習や理科の実験などをする場合は、生徒が対面して一カ所に集まるような活動は避ける。
- ⑤ 教具、器具、タブレット、パソコン、その他教材等を使用する際には、複数の生徒が触れることがないようにする。触れる必要がある場合は適宜消毒するとともに、活動後に手洗い、手指消毒をするよう生徒に指導する。

(4) 学級朝の会・終わりの会

- ① 各学級の担当実習生（1～2名）のみが参加する。その他の実習生は、教生控え室で待機しておく。
- ② 担当実習生は、朝の会・終わりの会が始まるまでに、学級指導教員から連絡事項などを聞いておく。

(5) 昼食指導

- ① 感染症予防の観点から行わない。
- ② 実習生控え室で昼食をとる場合も、他の人と対面せず、会話も小声で必要最小限にする。
- ③ 実習生控え室が密になる場合は、教科担当教員の許可を得て、各教科の部屋などで昼食をとることも可とする。

(6) 清掃指導

- ・ 当日の朝の会・終わりの会を担当する実習生のみ、担当教員の指示に従って清掃指導にあたる。その他の実習生は、教生控え室で待機しておく。(ただし、特別支援学級は、担当教員の指示に従う。)

(7) 部活動指導・生徒会活動指導

- ・ 感染症予防の観点から行わない。(ただし、学校フィールド演習に参加する学生を除く。また、特別支援学級は、担当教員の指示に従う。)

(8) 指導教員との話し合い

- ① 実際に会う場合は、できるだけ広い空間で、換気に注意して行う。
- ② 対面とならないようにし、対面または円形となる場合は対面2m以上、横1m以上の間隔を空ける。
- ③ できるだけ短時間で済ませることができるよう、事前に準備できることはしておく。
- ④ 指導教員の指示のもと、オンラインやメールを利用して行うことも可とする。

(9) 研究授業

- ① 実習生以外の大学生の参加は認めない。(ビデオ録画し、後日大学で視聴する。)
- ② 大学教員の参加も、学級に2名程度までとする。
- ③ 大学教員を含めて2名程度以上が教室に入らないようにし、それ以上の参観者は廊下から参観する。

(10) 実習生控え室

- ① 部屋の全体、部分で密な状態を作らないよう注意する。
- ② 会話は、対面でしないようにし、対面または円形となる場合は対面2m以上、横1m以上の間隔を空ける。
- ③ 自分の教科以外の控え室には入らない。
- ④ 物の貸し借りはせず、他の実習生の持ち物には触れない。
- ⑤ 各控え室の消毒は、教生日直が行う。電灯スイッチやドアノブ、共有の机、椅子など、皆が触れる場所を消毒する。また、消毒液が入った入れ物は、皆の目につく決められた場所で厳重に保管する。

7. 新型コロナウイルスの感染者または濃厚接触者が発生した場合の取り扱いについて

- ・ 本学の「奈良教育大学附属学校園関係者に新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の取り扱いについて」および「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応マニュアル」に基づいた対応を行う。

(1) 実習生の感染が判明した場合

実習生	<ul style="list-style-type: none">・感染していると診断された際は、主治医の許可ができるまでは、学校保健安全法第19条に基づき出席（出勤）停止とする。また、診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に出勤はしない。・至急、大学の学生支援課または保健センター、および中学校の実習担当教員または管理職にメールまたは電話（中学校には電話）にて報告する。
中学校	<ul style="list-style-type: none">・校長は当該実習生、他の実習生、生徒、教職員の学校内における活動および接触状況を調べて学校医および大学（総務課）に報告する。・大学（総務課）は学校の設置者（学長）に報告の上、保健所に連絡し対応を協議する。・学校の設置者（学長）は必要な規模、期間での臨時休業を決定する。

(2) 実習生が濃厚接触者に特定された場合

実習生	<ul style="list-style-type: none">・濃厚接触者として特定された際には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は、学校保健安全法第19条に基づき出席（出勤）停止とする。・至急、大学の学生支援課または保健センター、および中学校の実習担当教員または管理職にメールまたは電話（中学校には電話）にて報告する。
中学校	<ul style="list-style-type: none">・校長は当該実習生、他の実習生、生徒、教職員の学校内における活動および接触状況を調べて学校医および大学（総務課）に報告する。・大学（総務課）は学校の設置者（学長）に報告の上、保健所に連絡し対応を協議する。・学校の設置者（学長）は必要な規模、期間での臨時休業を決定する。

(3) 実習生の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

※当該実習生が濃厚接触者が発症した日から遡って2週間以内に接触がない場合は除く

実習生	<ul style="list-style-type: none">・保健所による同居家族の安全が確定するまで自宅待機とする。・至急、大学の学生支援課または保健センター、および中学校の実習担当教員または管理職にメールまたは電話（中学校には電話）にて報告する。
中学校	<ul style="list-style-type: none">・校長は当該事実を学校医および大学（総務課）に報告。・校長は同居家族の検査結果が陽性であった場合は（2）に準じた措置を取る。